

第1回 鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会議事録

1 日 時 令和7年3月18日（火）午後2時00分から午後2時35分まで

2 場 所 倉吉市防災センター（鳥取県倉吉市福守町415-2） 大会議室

3 出席者 構成員：鳥取県知事 平井 伸治

鳥取県登録の遊漁船業者（令和7年3月18日時点：170者）

149名（本人87名、代理人3名、会長委任38名、その他委任19名）

鳥取県漁業協同組合指導課長 久保利 晋一

田後漁業協同組合参与 細本 誠

赤碕町漁業協同組合代表理事組合長 入江 孝伸

米子市漁業協同組合監事 廣中 哲郎

鳥取海区漁業調整委員会会長 板倉 高司

事務局：鳥取県農林水産部水産振興局局長 鈴木 由香利

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課長 氏 良介

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課長補佐 太田 武行

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整係長 本田 夏海

鳥取県境港水産事務所所長 山本 健也

鳥取県境港水産事務所係長 森岡 恵

4 傍聴者 4名（遊漁船業務主任者等2名、鳥取県漁業協同組合網代港支所長・賀露支所長）

5 議 事

（1）鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会規約（案）について（協議事項）

（2）令和7年度事業計画（案）について（協議事項）

（3）その他

<議事経過及び結果について>

開 会

〔氏課長〕失礼いたします。まだ出席いただいてない方もいらっしゃいますけれども、定刻になりましたので、これより、第1回鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会を開催いたします。本日、進行を務めます、鳥取県漁業調整課の氏と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本協議会を組織いたします、鳥取県知事平井伸治から、一言御挨拶を申し上げます。

挨 拶

〔平井知事〕皆様、こんにちは。

〔一同〕こんにちは。

〔平井知事〕 本日は、大変お忙しいところ、ここ、倉吉のほうまでお越しをいただき、誠にありがとうございました。また日頃は、海におきまして、多くの方々の願いをかなえる遊漁船業を運営しておられますこと、心より敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。

本日は、遊漁船業の皆様方と併せまして、こちらのほうにも、海区漁業調整委員会の板倉会長さんでありますとか、山根組合長、入江組合長はじめ、漁協の関係者の皆様等もお越しをいただきまして、今日ここに、遊漁船業の適正化に関する新しい協議会を開催させていただくこととなりました。

皆様、御承知のとおり、知床で残念な事故がありまして、それをきっかけに、法律も改正されました。その後、こうした適正化の協議会を、地元それぞれにつくってはどうかと、国の仕組みも変わってきているところでもあります。皆さんで一緒になって話し合いながら、こういうルールで、うちの海、鳥取の海はやっていこうと、こういうように定めることが大事でありまして、それに従って、皆さんが安心をして、そして、適正に海の資源もきちんと守りながら、そして、多くの方々に楽しんでいただけるような、そういう遊漁船業、海の在り方というのを求めていければと思いますので、よろしく御理解のほど、お願いを申し上げます。

「春の海 終日(ひねもす)のたり のたりかな(与謝蕪村)」、そういう句にはふさわしいように、冬の荒れ狂った海が、今、終わろうとしております。これから、そういう意味では、漁に行きやすい季節になってくるかもしれませんが、今シーズンが、安全で実りの多い、そういう季節になりますこと、心からお祈りを申し上げまして、御礼に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

規約承認までの議事の進行者の決定

〔氏課長〕 それでは、早速議事のほうに移りたいと思います。これから御審議いただきます規約(案)が承認されるまで、その間は、県の水産振興局長の鈴木のほうが、議事の進行を務めさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いします。

皆様、御承認いただけますでしょうか。

(拍手)

〔氏課長〕 はい。ありがとうございます。

そうしましたら、議事の進行を、鈴木局長のほうにお願いします。

〔鈴木局長〕 規約が承認されるまでの間、私のほうで議事の進行を務めさせていただきます、鈴木と申します。よろしくお願いします。では、着席して進めさせていただきます。

議事 1 鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会規約（案）について（協議事項）

〔原案に同意する旨決議された。〕

太田課長補佐が資料 1 に沿って説明した。

〔鈴木局長〕 それでは、早速、議事に移りたいと思います。議事（１）、鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会規約（案）について、県から説明させていただきます。

〔太田課長補佐〕 まず、説明を行う前に、このたび開催案内の本通が直前となりまして、御迷惑をおかけしました。深くおわび申し上げます。また、そのような中で、これほど多くの方に御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、今回、設立します協議会についての規約（案）について説明させていただきたいと思うんですが、お手元の資料の次第の裏側と規約（案）、これを御覧になって、説明のほうを聞いていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。この後は、座って説明させていただきます。

冒頭、知事からありましたとおり、知床の事故から、国は、遊漁船業の適正化に関する法律というものを改正しております。この本協議会は、この遊漁船業の適正化に関する法律、この後、遊適法と略させていただきますが、これに則って組織する法定の協議会となります。

この改正なんですけど、知床の事故が発端でございまして、鳥取県でも、去年の夏に、大きな事故が境港でありまして、これを受け、やはり、遊漁船の利用者の安全をいかに確保するかということが大きな課題として持ち上がってきたところでございます。また、今回、御参集させていただきました遊漁船業者の方々なんですけど、現段階で 170 者、鳥取県に登録がでございます。白いかシーズンのときには、漁船とプレジャーボート、これが相まって、海の上がごった返す状況が見られております。本当に危ないといったような声が、皆様方からも聞かせていただいているようなところでございます。

そこで、我々、鳥取県では、規約（案）の第 1 の目的を御覧ください。ここの記載のとおり、利用者の安全確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保、これを目的に、皆様方と協議する場を設けたいと考え、この協議会を立ち上げました。

第 2 の事業、第 3 の協議事項というものは、目的に則した記載となりますので、ちょっと割愛させていただきます。続いて、第 4 の構成員のところですが、国の遊適法の規定が、次第の裏にあります。第 28 条のところに、2 項のところに、どのような構成員というものが示されておりますが、これに、鳥取県を当てはめた形で、鳥取県知事、そして鳥取県に登録される皆様、遊漁船業者の方々、そして鳥取県沿海の漁業協同組合、そして、その他、鳥取県知事が必要と認める者としまして、鳥取海区漁業調整委員会の会長で組織したいというふうに考えています。そして、県が組織する協議会でありますので、会長は、鳥取県知事とさせていただきます、会長の職務は、第 5 で規定してあるとおりの内容であります。

ここからは、会議をどう進めるかということで、第6の会議のところについて少し説明させていただきたいと思います。まず、招集ですが、これは、国の遊適法の規定に則り、鳥取県知事が行います。そして、今回は、出欠の回答を皆様に強く求めさせていただきましたが、次回以降は、皆様のお手間がかからないようにというふうに考慮をしまして、(2)のところに、協議会への出欠の回答を行わない場合は、会長に権限を委任するという形で、委任による出席に代えるというような形で、少し手間を割愛させていただくような形で考えておるところでございます。その後は、よくある規定ではありますが、会議は、構成員の過半数がないと成立しないとともに、水産庁からの指導で、この後、説明させていただきます、各部会から1名以上の出席を求めたほうがいいということがありましたので、その規定を盛り込まさせていただいております。

続いてですが、本人以外の出席方法としまして、(4)のとおり、代理人を立てることもできますし、ここにはありませんが、今回やっていただいた方もいらっしゃると思いますが、委任による出席も可能としております。

次に(5)、このところでは、議事の代行について規定しております。

裏面のところに移ります。(6)です。議決ですが、出席した構成員の過半数と規定させていただければと考えておりますが、ここは、皆様の御納得いただいたような議案について進めていければというふうに考えておる次第でございます。今回の協議会は、改めてですが、国の遊適法に基づいた法定協議会であります。ですので、ここで決まったことについては、次第裏の遊適法の抜粋のところの第28条の6項を御覧いただきたいと思うんですが、協議会の構成員は、その結果、協議の結果を尊重しなければならないというものがあります。ですので、先ほど申しましたが、県が押しつけるようなことはなく、皆様と一緒に、ルール等を考えて、慎重に協議を行い、これをちゃんと明文化しなきゃいけないようなルールというものであれば、この協議会に諮って行って、議決を取って、ルール化していくというような流れになろうかというふうに考えておる次第でございます。

続いて、(8)のところですが、傍聴は妨げない旨ということで、今回、船主さん以外にも傍聴されたい方というのは御出席いただけるようにしておりますし、(9)のとおり、本協議会の議事録は公表したいというふうに考えております。

続いて、第7の部会です。会の進め方は、協議会と同様ですので、違う点のみ、重点的に説明させていただきたいと思います。まず、部会は2つ設けることとし、北栄町以東に遊漁船の係留場所がある遊漁船業者と、県、事務局に当たりますが、ここで組織する東中部遊漁船部会と、琴浦町以西に遊漁船の係留場所がある遊漁船業者と県で組織する、西部遊漁船部会という2つの部会を設けまして、部会長は、県の漁業調整課の課長というふうにさせていただきたいというふうに存じます。本協議会での実質的な協議は部会で行いたいというふうに考えており、次の議題の令和7年度事業計画(案)で、進め方について等を、もう少し説明させていただきたいと思いますので、その際に、ここら辺のことは聞いていただければというふうに思っております。この部会ですが、ここで納得いただけないような内容というのは、協議会に持ち上げるようなことはなく、しっかりと、この部会の中で協議して、皆

様が納得したもの、ルール化しなきゃいけないものを協議会に上げていくというような形で、部会中心での活動ということでやっていきたいというふうに思っております。

最後ですが、その他の項としまして、事務局は、我々、鳥取県農林水産部の水産振興局が行いますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。以上で説明を終えます。

〔鈴木局長〕はい。この規約（案）に対し、御意見のある方は、挙手をお願いします。

はい。ありがとうございます。

それでは、御意見もないようですので、議事の（１）は、御承認いただけたということでよろしいでしょうか。御承認ということでしたら、拍手を。

（拍手）

〔鈴木局長〕はい。どうもありがとうございます。

それでは、鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会は設立されました。

それでは、事務局に進行をお返しします。

〔氏課長〕はい。それでは、会長であります平井知事に議事の進行をお願いしたいところではございますけれども、知事、この後、所用がございまして、会場の皆様には申し訳ありませんが、ここで退席となります。

議事の代行につきましては、規約第６の（５）の規定に基づきまして、会長が指名することとなっておりますので、知事、よろしくお願いいたします。

〔平井会長〕皆様におかれましては、今日は、このように御足労いただき、この協議会を発足することが叶いました。心から御礼申し上げますとともに、鳥取県から、そうした適正な漁業、安全な漁業というものを進めていきたいと思っておりますので、今後とも御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

今日ですね、この後のいろいろな詳細な議事につきましては、水産振興局長の鈴木の方で代行させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

（拍手）

〔氏課長〕では、知事の退席、お願いいたします。

そうしますと、鈴木局長に議事の進行をお願いいたします。

〔鈴木議事代行〕はい。改めまして、以降の議事の進行を、代行を行います鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

議事 2 令和 7 年度事業計画（案）について（協議事項）

〔原案に同意する旨決議された。〕

太田課長補佐が資料 2 に沿って説明した。

〔鈴木議事代行〕 それでは、議事（2）、令和 7 年度事業計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

〔太田課長補佐〕 それでは、お手元の資料 2 を御覧ください。令和 7 年度事業計画（案）という形で記載させていただいております。今回、規約の中で認めていただきましたが、東中部部会と西部部会というふうに、2 つに分けて御協議させていただきたいというふうに思っております。具体的に、どんな内容を御協議させていただこうかというと、優先順位的に、まず、皆様方に、一度、説明会をさせていただいたときに、アンケートを取らせていただきました。その中で、遊漁船のルールやマナーについて、特に、白いか漁のときですね、このときの操業ルール、例えば、船の間の距離であったりとか、アンカーの使用の方法、こういったようなことで、やはり、いろいろなことがございますので、そういったことの協議であったりとか、あとは、何かあったときの連絡・救助体制、ここら辺についての協議をしたいというニーズがございましたので、ここら辺から、協議のほうを進めていきたいというふうに考えておる次第でございます。

また、遊漁船業、ベテランの方々には、寝耳に水の状況かもしれませんが、まだ、遊漁船業をやられて日が浅い方々もいらっしゃるということもございますので、我々としては、海上保安部のほうの御協力を、この後、願おうと思っております、安全講習等が開けたらということも考えておる次第でございます。どちらの、東中部も西部もですが、まずは、早い段階のうちに、皆様方の御意見をお聴きする場を設けさせていただきたいというふうに思っております。ここで、要は課題の抽出、どういったことに問題があるかということ、改めてお聴きさせていただきたいというところもございまして、あとは、やはりこの後、具体的な議案をつくってくるに当たって、どういう具合な意見の聴取の仕方が良いかということ、また御相談させてもらいたいというふうに考えております。

我々としては、一応大きく 2 案ぐらいございまして、1 つは、各浜に我々が赴いて、御意見を聴かせていただいて、その中の最大公約数的なもの、皆様が納得してもらえそうなもの、こういったものをまとめるというような方法もございまして、各浜のほうから、代表となるような方を集めてお話しするというようなやり方もあると思います。ここら辺について、次の部会へ提案させていただきますので、皆様のほうで、こういうやり方がいいんじゃないかというような御意見いただいたもので、進めていきたいというふうなことを考えておる次第でございます。

ここで、問題抽出したのものに関しては、先ほど言いましたけど、浜回り等をさせていただ

きながら、調整できるような案件を煮詰めていって、白いか漁が終わって、遊漁のほうで、粗方、仕事のほうが少なくなった時期に、もう一度部会を設けさせていただきまして、協議会に上げるようなルールはどういったものが良いかであったりとか、自分たちで自主的に守るのは、こういうルールを守りましょうよというようなこととかを、ここのところで御提案させていただいたりとか、皆様に御意見をいただきながら、決めていくというようなことが進めれたらというふうに思っております。

そして、先ほどの規約（案）の中でも説明させていただきましたが、我々、ルール、県のほうから押しつけのように、これを守れというようなことはさせていただきたいというふうには思っておりません。今回の協議会です。皆様の遊漁船業者の方々のルール、皆様が発案されたルール、これを、如何に我々が、皆さんと納得いくような形にしていくかということ、事務局のほうで整理するような形の役割というふうに認識しておりますので、早急に物事を進めたいというふうには考えておりません。ですので、まずは、皆様の意見をたくさん聴かせていただき、その中で、ここは早急に手を打ったほうが良いというような案件がございましたら、それを、第2回の協議会のほうを、これぐらいの時期にまた開催させていただきたいと思っておりますので、そこで諮るというような感覚でやっていきたいと思います。

今回ですね、このような大人数を集めてやる協議会というのは、ほかに、本当に例がないものでございますし、この遊漁船業の適正化に関する協議会、鳥取県が初となります。ですので、他県の事例等もございませんので、手探りでやるような状況になります。ですので、なかなか、不手際等多々あるとは思いますが。今回、部会、東中部と西部というふうに大きく2つに分けておりますが、実際お話をさせていただく中で、それをさらに分けたほうが良いであったりとか、そこら辺のような話が出てきたときには、そこは柔軟に、我々のほうも対応させていただき、実りある協議ができるような体制で、皆様が納得できるようなルールづくりというものができたらいいなというふうに考えておりますので、御協力のほうをお願いしたいと思います。以上で、説明を終えます。

〔鈴木議事代行〕はい。では、説明のありました事業計画に対し、御質問等ございましたら、挙手お願いいたします。

〔遊漁者A〕すみません。

〔鈴木議事代行〕はい。

〔太田課長補佐〕マイクが行きますので。

〔鈴木議事代行〕お待ちください。

〔遊漁者A〕この部会で対応をするっていうのはよく分かるんですが、この規約に出ております、この構成員に、遊漁船業者と各漁業組合員っていうのが書いてありまして、その協議会に部

会を設けるってことで、第7の部会のところに、東中部と西部があるんですけど、その東中部遊漁船部会のところに、漁業組合が書いてないんですけど、その部会を開くときに、一番大事なのは、漁師さんの組合員の方に来てもらって、そのときに、遊漁船で、こういうことあったから、こういうルールづくりをしてもらえんかとかいう、現場の漁師さんも、この部会に参加して出席していただいて、今年こんなことがあってなあとかいう話がもらえないと、ここに、この部会のところに、漁業組合が書いてないのは、なぜですか。

〔太田課長補佐〕これはですね、まずは、遊漁船業者の中でお話合いをしていただいて、ルール化、もしくは、何かを守っていくようなものっていうものを決めていこうと。まずは、主役がある、主役は皆様方、遊漁船業者というふうに我々捉えておりますので、まずは、皆様方で、何かしらの御意見なり、ルール化っていうものを発案していただきたいっていうところがスタートです。その後、そのルールが妥当なものかどうかというようなことについてであったりとか、漁業者のほうの意見を聴きたいということも多々あると思いますので、もちろん、このその他、要は、課長が必要と認める者というところがございます。こういったところで、漁協のほうに参画していただいたりとか、場合場合によって、人を集めて、その協議する内容によるんだと思います。要は、海の上の利用状況ですね、その船間距離であったりとか、アンカーの使い方とか、そういうようなことであれば、漁業者のほうの意見も、もちろんお聴きしなきゃいけないんですが、例えば、出港基準の話であったりとか、そういった形であれば、皆様方、遊漁船業者の中だけの話っていうことになりますので、その都度その都度、メンバー替えながら、具体的な協議ができるような形で進めていけたらなというふうに考えて、まずは、主役である遊漁船業者と、我々事務局で案をつくるというようなところで、部会としては、今のところは、遊漁船業者と我々県という形で組織できたらなというところで、考えておる次第でございます。

〔遊漁者A〕じゃあ、その話合いをするときに、漁師さんの意見はゼロで、遊漁船業者だけで話をして、それについて、漁業調整課のほうで、各漁業組合に、こんな話が出ましたけど、どうでしょうかということで、ああ、それはいけんなあっちゅうことになったら、また会を開くってことですか。

〔太田課長補佐〕そうです。そういう形になるかもしれませんが、ちょっと手戻りがあったりとかしますが、なるべく、こう皆様の御意見を広く聴かせていただきたいというふうに思っていますので、やはり、同じ海を使う仲間でもございますので、対立するようなことは、なるべく避けたいというふうに思っておりますので、そこら辺の調整役というか、クッション役のほうは、県がうまく立ち回れたらなというふうに考えているところでございます。

〔遊漁者A〕なるほど。対立することは、まあないと思うんですけど、やっぱり、その知識のなさっていうか、遊漁船って、もう最近始めた人が、先輩がいるわけでもなしね、大きな組合

があつて、こういうルールがあるって言って、指導する者があるわけではないんですよ。でも、漁師さんは、その各港で、「うちげの前はこういう使い方しとるけえな」っていうね、船の距離の取り方であり、光の制限でありね、各組合さんで、いろいろ自分たちの中で決まりがあつて、組合員に所属する以上は、それを守ってやってると思うんですけど、そういった細かいことを、遊漁船の業者は、もうここ3年とか2年とか始めた人は、教えてくれる人がなければ、例えば、ねえ、羽尾の前に行ったらこうですよとか、鳥取県でもね。泊の前の、港の前に行ったらこうですよとか、田後の前ではこういうふうにしましょうとかいう、その各港の漁師さんの、いろんなこの約束事みたいなものがあるんですよ、まあ昔から。そういうのを、遊漁船でも古くからやってる者は知ってて、迷惑にならないようにっていうのがスタンダードなんですけどね、そこが分からない人もたくさんあるので、漁師さんから、漁業調整課さんのほうが、その会に漁師さんを入れないって言うなら、まず、うちげの港の前は、昔からこういうルールがあつてなあつていうのを吸い上げていただいとかなないと、もう本当、二度手間、三度手間になりますよ。

〔太田課長補佐〕ありがとうございます。遊漁者Aさんの意見、もっともだと思いますので、なるべく、こう手戻りがないように我々のほうも情報を集めて、皆様とお話しできるように、実質的な協議ができるように、準備のほうさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

〔鈴木議事代行〕はい。ほかはございませんでしょうか。

はい。では、御意見も、加えての御意見もないようでございますので、本議事（2）について、お諮りしてよろしいでしょうか。はい。御承認いただけます場合は、いま一度、御拍手をお願いいたします。

（拍手）

〔鈴木議事代行〕はい。ありがとうございます。良い会に、良い実りのある協議ができますように、事務局のほうも、ぜひ、やり方については、更新をかけていきながら、よろしく願いいたします。

議事3 その他

〔次回の協議会以降に名簿を会議資料として添付する旨決議された。〕

〔鈴木議事代行〕続きまして、議事の（3）として、その他を用意しております。この機会に、御発言したいことがございましたら、お願いいたします。では、よろしいでしょうか。

はい。

事務局のほうから、補足しての何かございますか。

〔太田課長補佐〕失礼します。事務局のほうで、ちょっと1点、お諮りしたいことがございまして、今回ですね、この協議会なんです、皆様、名簿がないというふうに多分お気づきになられてると思います。皆様の遊漁船業者の方々の名簿を作るに当たって、我々、事務局のほうとしましては、遊漁船番号と、それと御氏名、そして、東中部か西部の部会のどちらかが分かるようなもの、これを名簿として作らせていただいて、次回の会議以降、添付させていただきたいというふうに考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

〔鈴木議事代行〕はい。事務局のほうから提案が。はい、お願いします。

〔遊漁者B〕それは、名簿はプライバシーの問題ないんですか。

〔本田係長〕失礼いたします。遊漁船業者の方の名簿なんですけれども、確かに、個人の方のお名前が、ほとんどの方が、事業者名がそのようになっているところではあるんですけども、このたびの法改正のほうでも、登録票のほう、情報等については、まず公表の義務ができています。でも、それを一概に、県のほうが取りまとめて公表するっていうのは、やはり個人情報ということもあって、今まで、本県では控えてきたところです。ですけれども、今後、この協議会を円滑に運用するに当たって、皆様同士の中で、どのような事業者さんがいてとか、人数であったり、登録番号であったり、そういうものがあつたほうが、話合いのほうスムーズに進むということであれば、その協議会の資料として、つけさせていただければということでの御提案となっております。

〔遊漁者B〕了解しました。

〔鈴木議事代行〕はい。名簿の配付ということで、事務局のほうから提案があつて、個人情報ということもあり、御懸念されるという御意見もあつたかと思うんですが、ほかの方は、どなたか御意見ございますか。

〔遊漁者C〕ちょっと質問で。

〔鈴木局長〕はい。

〔遊漁者C〕1つだけ教えて。では、失礼します。協議会は立ち上げて、出来上がるんですが、例えば、いろんな会議をしますんで、お茶の一杯も出さないけんようなことも出てくると思うんですよ。その辺の予算措置、例えば、会員から会費を取るのか、県が全部その辺の費用をしてくれるのか、予算的なものを提示していただけたら、ありがたいと思います。

〔鈴木議事代行〕 予算の措置ということですが、名簿の配付の前に、このお話について、御説明だけしておきましょうか。名簿の配付について、まだお諮りしていない状況なんです。

〔太田課長補佐〕 そうですね、はい。はい。まず、名簿を。

〔鈴木議事代行〕 まず、名簿のほうから。

〔太田課長補佐〕 はい、お願いします。

〔鈴木議事代行〕 すみませんが、予算措置については、名簿についてお諮りした後での事務局説明ということで、よろしいでしょうか。

〔遊漁者C〕 はい、はい。

〔鈴木議事代行〕 はい。申し訳ございません。それでは、名簿の配付についての反対の御意見が特に出ないということでしたら、こちらのほう、次回の協議会のときに配付ということで、御承諾いただけますでしょうか。よろしければ、拍手を頂戴したいです。

(拍手)

〔鈴木議事代行〕 はい。どうもありがとうございます。それでは、次回、協議会、第2回協議会、令和8年の3月になろうかと思いますが、このときに配付のほうをさせていただきますので、御承知くださいませ。

では、先ほど御質問のありました予算措置について、事務局のほうから説明いただけますか。

〔本田係長〕 先ほど御質問いただいて、ありがとうございます。本日の会にも、皆さん多数御出席いただいている中、ちょっとそういったような、お茶等の御準備がなく、申し訳ございませんでした。

もし、今のところですね、協議会に対する国のほうの支援というものもございまして、協議会に対して、必要な経費というものについて、補助を受けられる状況ではあるんですけども、その場合ですね、ちょっと協議会のほうで、会計の規約ですとか、それから文書規約ですとか、ちょっとそういったようなものを準備する必要があるっていうところがございます。そういった中で、今、お茶のほうっていうことですが、今、県単独の措置として、ちょっと予算のほうは措置しておりませんので、次回以降ちょっとお出しできるかどうか、また、もしかすると、皆さんのほうに会費を負担してってなりますと、それはそれで、ちょっと管理のほうの懸念もございまして、まずはちょっと持ち帰って、中で検討はしてみたい

と思います。皆様のほうで、やはりちょっとそういった会費を負担してでもお茶を出してほしいとか、そういうのがもしあれば、この会の中で、御意見等をいただければと思います。

〔鈴木議事代行〕 そういう事務局の説明でございましたが、よろしゅうございますでしょうか。

〔遊漁者C〕 はい。分かりました。

〔鈴木議事代行〕 はい。ありがとうございます。ほか、ございませんでしょうか。

では、以上で、質問のほうも尽きたようでございますので、これで、本日準備した議事は終了いたしましたので、事務局に進行をお返しいたします。

〔氏課長〕 皆さん、本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

先ほど説明にもありましたけれども、早々に、4月、5月にですね、東中部、それから西部の部会を開催させていただこうと思っておりますので、この場で御発言できなかったような方は、ぜひ御参加いただきまして、部会のほうで御意見いただけたらというふうに思います。

先ほどもありましたけど、人数の非常に多い協議会でございますので、運営の仕方についても、我々もちょっとまだ不慣れなところがございますので、先ほども、御意見もありましたけれども、やり方については、いろいろと、よい形に変えていきながらやってまいりたいと思いますので、引き続き御協力よろしくお願いいたします。

閉 会

〔氏課長〕 それでは、以上をもちまして、閉会いたしたいと思います。本日は皆様、どうもありがとうございました。